

# 告 示

## 埼玉県告示第六百二十七号

埼玉県環境影響評価条例（平成六年埼玉県条例第六十一号）第四条第三項の規定により、蓮田市から蓮田市の区域内において行われる蓮田都市計画事業（仮称）高虫西部地区土地区画整理事業について環境影響評価調査計画書の提出があった。

なお、関係地域が所在する市町村並びに環境影響評価調査計画書の縦覧の場所及び期間は、次のとおりである。

令和元年十一月五日

埼玉県知事 大野 元 裕

### 一 関係地域が所在する市町村

蓮田市、鴻巣市、上尾市、桶川市、久喜市、北本市、白岡市、伊奈町

### 二 環境影響評価調査計画書の縦覧の場所及び期間

#### イ 場所

埼玉県環境部環境政策課

埼玉県中央環境管理事務所

埼玉県東部環境管理事務所

蓮田市都市整備部産業団地整備課

鴻巣市環境経済部環境課

上尾市環境経済部環境政策課

桶川市市民生活部環境課

久喜市環境経済部環境課

北本市市民経済部環境課

白岡市市民生活部環境課

伊奈町環境対策課

#### ロ 期間

令和元年十一月五日（火）から令和元年十二月五日（木）まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）